

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

総務省では、ワイヤレスブロードバンド環境の実現や無線システムの新たな利用に向けて、新たな電波利用技術の導入や周波数確保のための取組を行っているところ。

この一環として、今般、3.9世代移動通信システム（LTE）よりも高速な通信が可能な移動通信システム（LTE-Advanced）の技術の携帯無線通信用の既存周波数帯への導入と、非常に広い帯域幅にわたって電力を拡散させる超広帯域無線システム（UWB）の新たな利用方法の導入に関して電波法関係省令の一部改正を行うものである。

(1) LTE-Advanced の技術の導入

現在導入が進んでいる3.9世代移動通信システム（LTE）を超える伝送速度を実現可能な移動通信システムとして、平成25年7月24日に情報通信審議会から技術的条件が答申されたLTE-Advancedについて、携帯無線通信用の既存周波数帯に関する技術基準等の規定を整備するものである。

(2) UWB の新たな利用方法の導入

平成25年9月17日に情報通信審議会から技術的条件が答申されたとおり、UWBについて、センサーをはじめとした様々な利用用途の拡大を目的とし、技術基準等の規定を整備するものである。

2 改正の概要

(1) LTE-Advanced の技術の導入

ア 無線設備規則

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備が適合すべき、空中線電力の許容偏差、空中線電力、周波数の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値等について規定。

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に関する規定を削除。（第14条、第24条、第49条の6の9、第49条の28、第49条の29、別表第1号、別表第2号）

イ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に関する規定を削除。（第2条、別表第1号、別表第2号）

(2) UWB の新たな利用方法の導入

ア 無線設備規則

超広帯域無線システムの無線局の無線設備について、交流電源接続に関する規定を削除。

7.25～10.25GHzの周波数を利用する無線設備について、送信速度制限を撤廃。

空中線電力が -70dBm/MHz 以下の無線設備については、干渉軽減機能の具備が不要である旨規定。（第49条の27）

無線設備規則第49条の27における交流電源接続に関する規定の削除に伴い、号

ずれを修正。(設備規則附則(平成18年総務省令第105号))

イ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

無線設備規則第49条の27における交流電源接続に関する規定の削除に伴い、号
ずれを修正。(別表第1号)

3 施行期日

平成26年1月1日施行